関西自然保護機構会報16(2)：131－135，1994

「種の保存法」はオオタカ保護に何をもたらしたか

オオタカ保護ネットワーク・日本野鳥の会栃木県支部　遠　藤　孝　一

WHAT DID THE "LAW FOR THE CONSERVATION OF ENDANGERED SPECIES OF WILD FAUNA AND FLORA" DO FOR THE CONSERVATION OF THE GOSHAWK?

Koichi ENDO *Network for conservation of the Goshawk W.B.S.J.Tochigi chapter.*

はじめに

オオタカ*Accipiter gentilis*はカラスぐらいの大きさの鳥で，成鳥では上面は青みを帯びた黒色，下面は白色で細かい横斑がある。北半球の広い地域に生息しており，日本ではおもに本州と北海道の森林で繁殖している（日本鳥学会　1974）。

新しく施行された「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（以下，種の保存法と略記）では，本州で繁殖する亜種オオタカ*Accipiter gentilis fujiyamae*（以下特別な断わりがない限りオオタカとはこの亜種をさす）が「国内希少野生動植物種」（以下，国内希少種と略記）に指定されたが，古来から鷹狩りに用いられてきたためか，地域によっては未だに密猟が横行している。そのうえ，オオタカのすむ林や森が開発され，住みかさえも奪われようとしている。

オオタカは，平地や低い山の森林にすんでいる。そのうえ，野鳥やリスなど生きた獲物を主食とするため，豊かな自然がなければ生きていけない。したがって，身近な自然環境を指標する鳥とも言われている。

ここでは，オオタカの生息地保護を中心に，他のワシタカ類の状況や密猟にも触れながら，現在の「種の保存法」の運用や問題点について述べる。

「種の保存法」の運用の現状と問題点

「種の保存法」が施行される以前は，オオタカなど希少なワシタカ類は「特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律」（以下，特殊鳥類法と略記）で，輸出入や譲渡が厳しく制限されていた。しかしこの法律では，生息地保護に関しては衆議院公害対策ならびに環境保全特別委員会，参議院公害対策特別委員会の付帯決議の中で「特殊鳥類の生息環境保全のため，生息地の買上げ等必要な措置を検討するとともに，各種公害対策の徹底及び原生林の大面積皆伐，鳥類の生息に悪影響のある除草剤の空中散布の規制の検討その他自然環境保全対策の推進により，鳥類の生息環境の十分な保全を期すること」と記されているのみで（鳥獣保護研究会　1981），きちんとした法的位置づけがなされていなかった。

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」の中でも，ワシタカ類は非狩猟鳥として捕獲は禁されていたが，鳥獣保護区特別保護地区以外は環境の改変に対して規制がなかった。したがって，いくら重要な生息地でも，（普通の）鳥獣保護区では十分な生息環境の保全はできなかった。このことが，各地で土地利用と保護のトラブルが続出する原因の一つにもなっていた。

一方，新しく施行された「種の保存法」では，明確に生息地の保護がうたわれている（環境庁野

生生物保護行政研究会　1993)。たとえば，土地所有者の保護義務（第34条），環境庁長官の土地所有者に対する助言指導（第35条），生息地等保護区の指定（第36条～第39条）などが，それである。この点からすれば，新しい法律は画期的なものであり，運用次第では大いに期待できるものである。

ここで簡単にこの法律の生息地等保護区について説明する（図1）。「環境庁長官は，国内希少種の保存のため必要があると認めるときは，その個体の生息地又は生息地及びこれらと一体的にその保護を図る必要がある区域であって，その個体の分布状況及び生態その他その個体の生息又は生育の状況を勘案してその国内希少種の保存のため重要と認めるものを，生息地等保護区として指定することができる（第36条）」としている。また，その中で国内希少種の保存のために特に必要があると認める地域を管理地区として指定できる（第37条）。ここでは，建築物の新築・改築，宅地造成，水面の埋立，木竹の伐採など様々な開発行為は環境庁長官の許可が必要になる。さらに管理地区の中で特に保護を図る必要がある地域は立入制限地区として指定することができる（第38条）。管理地区以外の生息地等保護区は監視地区といって，建築物の新築・改築，宅地造成，水面の埋立などは届出が必要となる（第39条）。

たとえばこれをオオタカに当てはめれば（図2），数10haの営巣地およびその周辺を管理地区にする。さらにその中の営巣木周辺（数ha）を立入制限地区にする。そして，重要な狩り場を含む行動圏内の高頻度利用地域を監視地区として設定する。このように営巣地や狩り場など行動圏内の主要な地域に法の網を被せることができれば，効果的な保護を進めることができるはずである。

しかし，現在このような指定の動きはなく，場所によっては生息状況は悪化している。

たとえば栃木県北部那須野ヶ原の市街地付近にある3ケ所の生息地では，繁殖状況の悪化は明らかである（表1）。A地区は，1986年～88年までは営巣地内で森林の伐採があり，営巣状況は悪化したが，その後盛り返し繁殖を再開した。しかし93年以降はまた開発が進んだため，個体はいるが

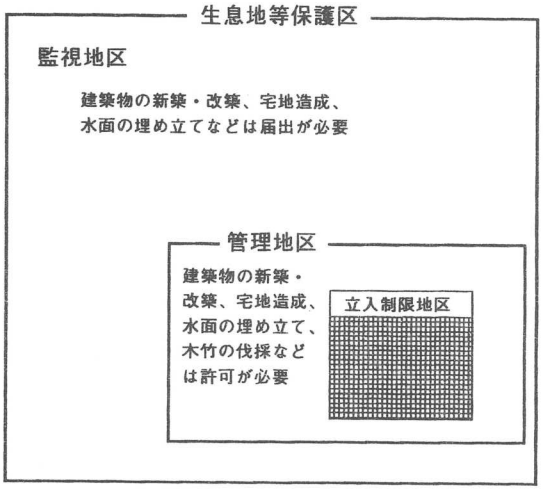


図1「種の保存法」による生息地等保護区の概要.

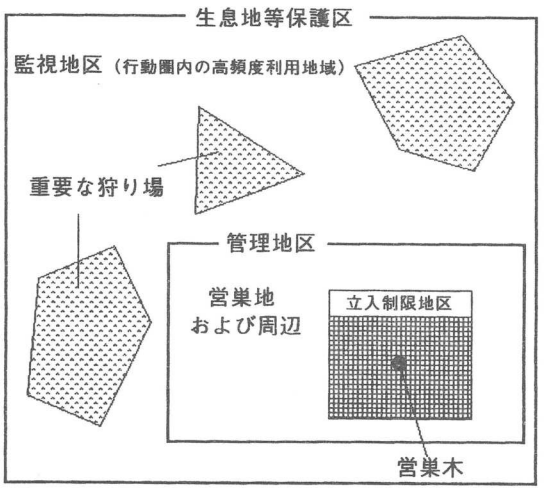


図2　生息地等保護区をオオタカの生息地保護に当てはめた場合のモデル.

表1　栃木県那須野ヶ原の市街地周辺におけるオオタカの繁殖状況.

生息地	年									
	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94
A	●2	△	△	○	●3	●3	●2	●3	△	△
B	○未	●3	◎死	○放	●3	○放	○放	●3	●3	△
C		●3	◎捕	●1	△	●1	△	×	×	×

A：西那須野町丘陵地　　B：黒磯市平地林　　C：大田原市丘陵地

●：巣立ち（数字は巣立ち数）　◎：孵化・雛まで　○：産卵・抱卵まで
△：造巣まで　×：造巣せず　未：未ふ化　死：死亡　放：放棄　捕：捕食

表2　各地における地域開発とオオタカ保護の問題事例（1994年7月現在）.

地　域	内　容	対応など
栃木県全域	工業団地・ゴルフ場・宅地造成計画地内で営巣確認	調査を行い計画変更など
埼玉県鳩山町	ゴルフ場計画地内で営巣確認	調査を行い保全区域を設定
埼玉県東松山町	動物園内の整備計画森林内で営巣確認	保全区域を設定
千葉県流山市	住宅地等整備計画地内で営巣確認	調査中
東京都日の出町	開発計画地内で営巣確認	計画変更？
東京都八王子市	研究住宅都市計画地内で営巣確認	調査中
神奈川県厚木市	競技場計画地内で営巣確認	計画見直し？
神奈川県平塚市	開発計画地付近で営巣確認	調査中
新潟県新潟市	ゴルフ場計画地内で営巣確認	保全区域を設定
長野県白馬村	2か所の冬期五輪競技場計画地で営巣確認	1か所開催地変更、他は計画変更
静岡県掛川市	大規模競技場計画地内で営巣確認	調査中
静岡県掛川市	第2東名計画地付近で営巣確認	調査中
愛知県渥美町	半島縦貫道計画地周辺で営巣確認	調査中？
京都府木津町	学術研究都市計画地内で営巣確認	調査中
兵庫県神戸市	ゴルフ場計画地内で営巣確認	ゴルフ場開発断念

造巣までで繁殖はしていない。B地区は，今までは巣立ちの状況は悪いながらも毎年産卵はしてきたが，今年は造巣までであった。この地区は松枯れの進行に伴い森林伐採が進み，ほとんど林が残っていない。C地区は，新興住宅地から100～150mに巣が位置しており，生息条件が悪いためかもともと巣立ち数は少なかった。さらに近年は，周辺の開発や森林伐採が進み，個体は時折見かけるが営巣さえしなくなってしまった。

また各地で，オオタカ保護と地域開発との間で問題が持ち上がっており，保護と利用の調整が課題になっている（表2）。

オオタカ以外にも，様々な地域で希少なワシタカ類の生息地保護と開発が問題になっている。た

とえば，秋田県田沢町（田沢湖）周辺のリゾート開発とイヌワシの問題は有名である。JR東日本のリゾート計画地の隣接地でイヌワシが繁殖しており，また計画地がそのイヌワシペアの行動圏の中でも重要な地域になっていることから，計画を凍結し秋田県と（財）日本自然保護協会・日本イヌワシ研究会がそれぞれ独自に3年間に渡って調査を行った。その結果，リゾート予定地とイヌワシの重要な生息地域が重複していることから，大幅な計画の見直しが行われるということである。

これらに対して，環境庁では，野生生物保護対策検討会（猛禽類保護方策分科会）を設け，現時点で特に土地利用との摩擦が大きいイヌワシ，クマタカ，オオタカの3種について，保護施策の検討に入った。環境庁の考え方としては，生息状況の把握を急ぎつつ，当面鳥獣保護区（重要な部分は特別保護地区）の設定で対応し，将来的には生息地等保護区の指定を検討する（生息状況を把握した上で優先的に設定する場所を選定），個々の開発との問題については調査を実施し，その結果を踏まえて保全措置を決める，ということである。保護区の設定に関しては新法の運用は先になりそうである。

現行の「種の保存法」で，広大な行動圏を持ちかつその中に人間活動の盛んな地域を含むワシタカ類の生息地を保護できるかという問題もある。まず生息地の中心部における土地の買い上げを含む厳重な保護管理は当然であるが，その予算措置をどうするのか。さらに生息地の周辺部においては一定の伐採や開発，経済行為など人間活動を行わざるを得ない。また農林業による農耕，伐採など自然への適度な干渉は，環境を多様化させ餌動物を増加させるなどプラスに働く場合もある。したがって，オオタカでは市町村レベルで，イヌワシでは県や流域などそれ以上のレベルで，各種行為や事業の規模，内容，総量など細やかな環境管理を考えなければならないだろう。ワシタカ類あるいはワシタカ類を頂点とする生態系の保全を念頭においた地域管理の理念を森林計画や都市計画の中に導入する必要がある。

一方市町村独自で，生息地保護を進めている所もある。オリンピック開催地の一つである長野県白馬村では，「希少野生動物の保護に関する条例」を制定し，その対象にオオタカを指定した。また新法制定により，法的根拠が明確になったことから，都道府県による行政指導も強化され，開発に関して一定の歯止めになっているのも事実である。

次に密猟について簡単に触れる。「種の保存法」では，従来の「特殊鳥類法」と同様輸出入および捕獲，譲渡が禁止され，さらに1年以下の懲役または100万以下の罰金と罰則は強化された。

しかし，それでも密猟は無くならない。本年（1994年）だけでも巣から雛が持ち去られた（可能性が高い）例が千葉県流山市，埼玉県鳩山町などで確認されている。また，昨年（1993年）秋には栃木県でオオタカの違法飼育者が検挙された。

栃木県の例では，輸入証明書が別に売買され違法に入手した鳥に付けられるという，輸入証明書の悪用が行われていた。上述したように「種の保存法」で指定されているのは，種オオタカ*Accipiter gentilis*ではなく，本州で繁殖する亜種オオタカ*Accipiter gentilis fujiyamae*で，輸入されることの多い大陸産の亜種チョウセンオオタカ*Accipiter gentilis schvedowi*は含まれていない。この2亜種は，亜種チョウセンオオタカがやや大きい他は，外見上はほとんど同じで，区別が困難である。したがってこれを逆手にとり，密猟した亜種オオタカに輸入証明書を付け輸入鳥と偽って飼育するのである。この証明書の問題は以前から度々指摘されており（遠藤1989），これが改善されないかぎり，新法はざる法にならざるを得ない。証明書の発行を公的機関が行い，証明書と個体を照合でき

るように個体に番号入りの脚環をつけるなど，抜本的な対策が必要である。

おわりに

以上のように様々な問題点を指摘してきたが，「種の保存法」は，生息地保護を明確に打つ出すなど今までにない画期的な法律である。関連法の整備，法の部分的改善や運用次第では，大きな効果を上げることは可能である。わらわれ民間サイドも，基本的な情報の収集や調査，保護管理手法の提案など様々な点で，協力することはできる。主管官庁の環境庁が，この法律をもとに勇気をもって希少ワシタカ類の保護を推進することを期待する。

引 用 文 献

遠藤孝一. 1989. オオタカ保護の問題点と課題. Strix, 8:233-247.

環境庁野生生物保護行政研究会編. 1993. 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律. 1-377pp. 中央法規出版, 東京.

日本鳥学会. 1974. 日本鳥類目録第5版. 学習研究社, 東京.

鳥獣保護研究会. 1981. 鳥獣保護制度の解説. 大成出版社, 東京.